政令第三百二十七号

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係政令の整備に関する政令

内閣は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十四条の四第三項（同法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）及び会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（会社法施行令の一部改正）

第一条　会社法施行令（平成十七年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項に次の一号を加える。

十五　法第七百七十四条の四第三項（法第七百七十四条の九において準用する場合を含む。）

（弁護士会登記令の一部改正）

第二条　弁護士会登記令（昭和二十四年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「、第二十条第一項及び第二項」を削り、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める。

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第三条　独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十四号から第十六号」を「第十三号から第十五号」に改める。

（組合等登記令の一部改正）

第四条　組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「第十七条から」の下に「第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十六号」を「第十五号」に改める。

第二十六条第二十項後段を削る。

（会社更生法施行令の一部改正）

第五条　会社更生法施行令（平成十五年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（株式交付による変更の登記の嘱託書等の添付書面）

第十三条の二　更生計画の定めにより株式交付をしたときは、当該株式交付による変更の登記の嘱託書又は申請書には、商業登記法第九十条の二第三号から第五号までに掲げる書面の添付を要しない。

附　則

この政令は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。ただし、第二条から第四条までの規定は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行の日（同年二月十五日）から施行する。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　菅　義偉

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十一月二十日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百二十八号

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年十一月二十五日とする。

総務大臣　武田　良太
国土交通大臣　赤羽　一嘉
内閣総理大臣　菅　義偉

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十一月二十日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百二十九号

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第四号まで及び第六号から第十四号まで」を「第五号まで及び第七号から第二十一号まで」に改め、同項中第十五号を第二十二号とし、第十四号を第二十一号とし、第十三号を第二十号とし、同項第十九号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十一号を同項第十二号とし、同号の次に次の六号を加える。

十三　法第四十八条の二十三第一項の規定により公募占用指針を定め、及び同条第五項の規定により意見を聴くこと。

十四　法第四十八条の二十五第一項及び第二項の規定により歩行者利便増進計画について審査し、及び評価を行い、同条第四項の規定により占用予定者を選定し、同条第五項の規定により意見を聴き、並びに同条第六項の規定により通知すること。

十五　法第四十八条の二十六第一項の規定により道路の場所を指定し、及び歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をすること。

十六　法第四十八条の二十七第一項の規定により変更の認定をすること。

十七　法第四十八条の二十九の規定により地位の承継の承認をすること。

十八　法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。

第一条の二第一項中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　法第三十三条第二項第三号の規定により利便増進誘導区域を指定すること。

第一条の二第二項中「第三号まで、第六号」を「第四号まで、第七号」に、「及び第十一号から第十三号まで」を「、第十二号、第十三号（法第四十八条の二十三第一項の規定による公募占用指針の策定に係る部分に限る。）及び第十八号から第二十号まで」に改める。